

大阪市
避難所運営にかかる
備蓄計画



令和5年5月

大阪市

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県で1月23日のピーク時に1,153箇所の避難所で約316,700人、大阪府で1月18日のピーク時に82箇所の避難所で約3,700人が避難所生活をし、兵庫県では避難所閉鎖までに8カ月を要し、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手、宮城、福島で約41万人、全国合計では約47万人が避難所生活をし、避難所閉鎖まで岩手県で7カ月、宮城県で9カ月を要した。

このように、昨今では災害規模の甚大化に伴い、被災者の増加と避難期間の長期化の傾向が顕著であり、平成25年6月に、東日本大震災の課題を踏まえて災害対策基本法が改正され、同法第86条の6に避難所における生活環境の整備等について規定され、「避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めなければならない。」^Iとされた。

平成27年12月には、大阪府と大阪府内市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に必要な救援物資対策として基本的な方向性を定めた、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」^{II}（以下、「大阪府域備蓄方針」という）が定められ、本市においては、平成30年度までに同方針に定められた備蓄物資の確保を完了したところである。

しかしながら、大阪府域備蓄方針が策定された平成27年12月以降も、平成28年4月に発生した熊本地震や平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震、同年7月の西日本豪雨災害、また令和元年にかけて相次いだ台風災害など、近年、災害が頻繁化かつ激甚化しており、他都市で発生した災害から得られた課題・教訓などを踏まえて本市の備蓄体制も必要に応じて速やかに見直す必要がある。そのため、令和2年度の大阪市地域防災計画の修正にあたっては、災害救助用の備蓄物資並びにその必要な備蓄量については、「備蓄計画を定め適切に管理する。」との修正を行ったところである。

本計画は、大阪府域備蓄方針に定められた11品目の物資を基本としながら、国や大阪府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや取組指針などを踏まえて本市独自で備える物資を含めて、避難所の運営にあたって必要な備蓄物資の備蓄品目や数量、更新頻度など必要な事項を定めるとともに、市民や事業者によるいわゆる自助、共助の備蓄についても基本的な方針を示し、市民による日ごろからの家庭内備蓄や企業内備蓄などを促進し、災害の発生後の避難生活に備えて備蓄すべき物資について必要な事項を定める。

また、本計画の策定に伴い、平成29年6月7日付「大阪市災害救助用備蓄物資取扱要領」は廃止する。

目次

| | | |
|-------|---|--------|
| 1 | 大阪市防災・減災条例に基づく基本的な考え方 | - 1 - |
| 1.1 | 市民の責務について | - 1 - |
| 1.2 | 事業者の責務 | - 1 - |
| 1.3 | 救援物資について | - 3 - |
| 1.3.1 | 国からの救援物資 | - 3 - |
| 1.3.2 | 大阪府からの救援物資 | - 3 - |
| 1.3.3 | 指定都市市長会からの救援物資 | - 4 - |
| 1.3.4 | 関西広域連合からの救援物資 | - 4 - |
| 1.3.5 | 企業・団体からの義援物資の受入れについて | - 4 - |
| 1.3.6 | 個人からの義援物資の受入れについて | - 4 - |
| 1.4 | 大阪市の責務 | - 5 - |
| 2 | 大阪市の避難所運営にかかる備蓄物資 | - 6 - |
| 2.1 | 大阪府域備蓄方針における重点 11 品目の物資について | - 6 - |
| 2.1.1 | 大阪市における重点 11 品目の備蓄品目と更新目安 | - 6 - |
| 2.1.2 | 自主避難の際の食糧等の配布について | - 7 - |
| 2.2 | 大阪府域備蓄方針における重点 11 品目以外の物資について | - 8 - |
| 2.3 | 飲料水について | - 8 - |
| 2.3.1 | 大阪市における備蓄品目と更新目安 | - 8 - |
| 2.3.2 | 自主避難の際の飲料水の配布について | - 9 - |
| 2.4 | 救助用資機材について | - 10 - |
| 2.4.1 | 配備場所と救助用資機材の管理 | - 10 - |
| 2.4.2 | 大阪市における備蓄品目と更新目安 | - 10 - |
| 2.5 | その他指針等に基づく備蓄について | - 11 - |
| 3 | 備蓄場所について | - 12 - |
| 3.1 | 配備計画 | - 12 - |
| 3.1.1 | 食糧、高齢者食、毛布、育児用調整粉乳、哺乳瓶、飲料水、給水袋などの食糧、飲料水等の配備基準 | - 12 - |
| 3.1.2 | 乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレットペーパー、マスクなどの衛生用品の配備基準 | - 12 - |
| 3.1.3 | 資器材セットなどの災害救助用品 | - 13 - |
| 3.1.4 | エアーマット、担架などの避難行動要支援者対策用品の配備基準 | - 13 - |

| | | |
|-------|---|--------|
| 3.1.5 | 防水シート、ソーラー式ランタン、ガスボンベ式発電機、特設公衆電話など 避難所運営用品の配備基準 | - 13 - |
| 3.2 | 地区備蓄拠点について | - 13 - |
| 3.3 | 区備蓄拠点での備蓄について | - 14 - |
| 3.4 | 避難所での備蓄について | - 14 - |
| 4 | 備蓄物資の有効活用について | - 15 - |
| 5 | 流通在庫備蓄（協定）について | - 16 - |
| 5.1 | 企業、事業者との協定 | - 16 - |
| 5.2 | 他の自治体との協定 | - 17 - |
| 5.3 | 本市における防災協定に基づく備蓄について | - 17 - |
| 5.3.1 | 配備場所と管理 | - 17 - |
| 5.3.2 | 具体的な品目と更新目安 | - 17 - |
| 6 | 国や大阪府などが作成する指針やガイドライン等に定められた備蓄物資 | - 18 - |
| 6.1 | 中央防災会議「防災基本計画」に定められた備蓄品目 | - 18 - |
| 6.2 | 内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」XVIに定めら れた備蓄品目 | - 19 - |
| 6.3 | 内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に定められた備蓄品目 | - 20 - |
| 6.4 | 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に定められた備蓄品 目 | - 20 - |
| 6.5 | 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点 からの防災・復興ガイドライン～」に定められた備蓄品目 | - 20 - |
| 6.6 | 国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブッ ク」に定められた備蓄品目 | - 22 - |
| 6.7 | 大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備 蓄方針について」 ^{II} に定められた備蓄品目 | - 24 - |
| 6.8 | 大阪府「避難所運営マニュアル作成指針」に定められた備蓄品目 | - 26 - |
| 7 | 脚注 | - 27 - |

1 大阪市防災・減災条例に基づく基本的な考え方

1.1 市民の責務について

災害の発生に備えて各家庭で備蓄しておくものとして、避難する際に最低限必要な「非常用持ち出し品」と、避難後に少し余裕がでてから安全を確認して自宅へ戻って持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要な「非常備蓄品」（両者を合わせて以下、「家庭内備蓄」という）がある。

家庭内備蓄の必要な備蓄量の目安については、「市民防災マニュアル」[III](#)の中で例を示し啓発を行う。

「非常用持ち出し品」は、リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、玄関近くや寝室、車のトランク、物置などいつでもすぐに持ち出せる場所に置いておくことを推奨する。

「非常備蓄品」については、「大阪市防災・減災条例」[IV](#)第 23 条第 2 項において、「市民及び事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。」と規定しており、その備蓄量については、「大阪市防災・減災条例逐条解説」[V](#)にもあるとおり、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、1週間分程度の食品、飲料水、医薬品その他の生活必需物資の備蓄を推奨する。

また、食品や飲料水の備蓄は、日常使いの食品や日持ちのする食品を少し多めに購入しておくようにし、購入した食品は、賞味期限などを考慮して、「1つ食べたら、1つ買い足す」ローリングストックの考え方で備蓄するよう推奨する。特に、乳幼児、妊産婦、高齢者、食べる機能（かむこと・飲み込むこと）が弱くなった方、慢性疾患の方、食物アレルギーの方など、災害時に特別な配慮が必要となる方がいる家庭では、普段よく食べる食品や慣れ親しんだ味のものを多めに買い置きしてローリングストックすることを推奨する。

家庭内備蓄におけるローリングストックの方法については、本市のHP「災害時の食の備え」[VI](#)やリーフレット「いざというときのための『食』の備え」でも紹介するとともに、農林水産省の「家庭備蓄ポータル」[VII](#)や、「災害時に備えた食品のストックガイド」[VIII](#)及び「要配慮者のための災害時に備えた食品のストックガイド」[IX](#)なども活用し啓発を進める。

1.2 事業者の責務

事業者の責務については、家庭内備蓄と同じく「大阪市防災・減災条例」[IV](#)及び「大阪市防災・減災条例逐条解説」[V](#)にあるとおり、1週間分程度の食品、飲料水、医薬品その他の生活必需物資の備蓄を推奨する。

一方で、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」[X](#)及び大阪府の帰宅困難者支援に関する協議会の「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」[XI](#)に定められているとおり、発生後3日間程度は、応急対策活動期とされていることから、帰宅困難者対策としては、発災後3日間は企業等が従業員等を施設内に待機させられるよう、備蓄量の目安は最低3日分とする。

ただし、以下の点について留意したうえで事業者へ推奨する。

- ・ 企業等は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討しておく。
- ・ 企業等は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から外部の帰宅困難者等（来社中の顧客・取引先など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討しておく。

なお、備蓄品の目安については次のとおり。

| 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の目安 | |
|-------------------------|--|
| | 「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」 ^{XI} （大阪府）より抜粋 |
| 1 | 対象となる従業員等 雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員 |
| 2 | 3日分の備蓄量の目安 (1) 水は、1人あたり1日3リットル、計9リットル (2) 主食は、1人あたり1日3食、計9食 (3) 毛布は、1人あたり1枚 (4) その他の品目は、物資ごとに必要量を算定 |
| 3 | 備蓄品目の例示 (1) 水：ペットボトル入り飲料水 (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 (3) その他の物資（特に必要性が高いもの） <ul style="list-style-type: none">・ 毛布やそれに類する保温シート・ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）・ 敷物（ビニールシート等）・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池・ 救急医療薬品類 |
| (備考) | (ア) 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。 (例) 非常用発電機、燃料（※）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 ※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要 (イ) 企業等だけでなく、事業員等自らも備蓄に努める。 (例) 非常用食料、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源 |

また、「大阪市防災・減災条例」^{IV}第11条第2項において、本市は、「災害が発生した場合において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の確保、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない」とされており、災害発生時の市民の方々の避難生活のQOL（生活の質）向上に向けて、物資供給協定を始めとする様々な協定締結を進める。

1.3 救援物資について

南海トラフ巨大地震等、大規模災害が発生すれば、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難になることが想定される。

国の中央防災会議幹事会で定められた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」[XII](#)において、国からのプッシュ型支援については、「発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、発災後4日目から7日目までに必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。」とされており、大阪府域備蓄方針において、①東日本大震災後の救援物資輸送の回復、②道路復旧、③国のプッシュ型支援の実実施計画を基に、南海トラフ巨大地震に対する大阪府域内で対応を要する期間は3日間としている。

このように、発災直後から3日目までは府市の備蓄物資、4日目以降は国からの救援物資が届く想定となっているので、国や県、他自治体等と連携、協力し、災害時に速やかに救援物資の受入ができるように、平時から受入体制の強化に努める。

1.3.1 国からの救援物資

国の中央防災会議幹事会で定められた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」[XII](#)において、南海トラフ巨大地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難になると想定されることから、国は被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送することとしている。

国が被災府県に供給する品目は以下の8品目を基本とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品としている。

| 対象の8品目 | |
|-------------------|-------------|
| 食料 | 毛布 |
| 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク | 乳児・小児用おむつ |
| 大人用おむつ | 携帯トイレ・簡易トイレ |
| トイレットペーパー | 生理用品 |

1.3.2 大阪府からの救援物資

大規模地震の発生時は、発災3日目までは府外からの支援は見込めないことから、発災後速やかに「命をつなぐ」ために必要な重要物資として、大阪府域備蓄方針に定める重点11品目の物資を、大規模地震ごとに想定している避難所避難者数に基づき、府内被災自治体にプッシュ型支援により配送をすることとしている。

また、プッシュ型支援は、避難所において救援物資の過不足が発生しやすく、長期にわたるプッシュ型支援は物資の過不足を助長し、物資の滞留を招くことから、大阪府は、市町村の要請に基づき、避難所のニーズの把握状況や国等からの救援物資の到着状況、府域内での配送の状況等を考慮しつつ、順次プル型支援へ移行することとしている。

1.3.3 指定都市市長会からの救援物資

指定都市市長会では、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」[XIII](#)を定め、国内のいずれかの市区町村で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生し、行動計画を適用する必要があると認めた場合は、現地支援本部を設置し、現地支援本部の調整により、被災市区町村に対して各指定都市から対口支援により必要な支援を実施することとしている。

また、全国 20 の政令指定都市と東京都は、平成 24 年 10 月 1 日に、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」を締結しており、「食料、飲料水予備生活必需物資並びにその供給に必要な資器材」、「被災者の救出、衣料、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資」などを相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしている。

1.3.4 関西広域連合からの救援物資

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の 2 府 6 県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の 4 政令市を構成団体とする広域地方公共団体である関西広域連合では、「関西防災・減災プラン」[XIV](#)や「関西広域応援・受援実施要綱」[XV](#)などを定め、大規模広域災害発生時に、関西広域連合及び構成団体と、鳥取県並びに広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の連携県が連携して、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式を原則として、「物資及び資器材の供給」などの必要な応援を実施することとしている。

1.3.5 企業・団体からの義援物資の受入れについて

災害発生時に、大量・過剰な物資や避難所等で即時に需要のない物資の受入れによる保管施設内での物資の滞留や、不定形な物資や内容品が不明な物資の受入れによる仕分け、荷捌きへの人的負担、賞味期限切れ間近の食品などの受入れによる緊急配送での配送面への負担などが生じることは、避難所に必要な物資を届けるための輸送の妨げになることから、企業・団体からの義援物資の受入れについては、物資の充足度合や物資拠点の状況等により、物資の受入れ方針をホームページ等で表明し、受入れを表明した物資以外の義援物資については原則受け取らないこととする。

1.3.6 個人からの義援物資の受入れについて

個人からの小口・不均一な形状などの義援物資を受入れることにより、内容物の確認、仕分けなどの作業が発生し、必要な物資の円滑な輸送を妨げる可能性があることから、本市では、個人からの義援物資については原則受け取らないこととする。

災害発生時には、個人からの支援については、できるだけ義援金による支援を行うようホームページ等で呼びかける。

1.4 大阪市の責務

大阪市の備蓄については、「大阪市防災・減災条例」[IV](#)第 23 条第 1 項において、「市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。」と規定している。

その備蓄量については、本市では、南海トラフ巨大地震による被害が市域における最大の被害想定となっており、大阪府域備蓄方針において、南海トラフ巨大地震の想定避難所避難者数である、529,787 人に対する 3 日分の備蓄物資を大阪府と共同で備蓄することとする。

また、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難所における被災者の生活環境の整備が求められており、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づいた備蓄だけではなく、内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」[XVI](#)など国や大阪府などが作成する指針やガイドライン、マニュアル等に基づいた避難所の環境整備のための備えを行う。

2 大阪市の避難所運営にかかる備蓄物資

2.1 大阪府域備蓄方針における重点 11 品目の物資について

大阪府域備蓄方針は、大阪府と大阪府内市町村の今後備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体の役割について基本的な方向性を示すものであり、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重点 11 品目と位置づけており、大阪府と市町村で 1:1 を基本とした役割分担のもと、最優先で必要量を備蓄する。

また、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保にむけた取組指針」[XVI](#)において、食物アレルギーの避難者にも配慮し、食物アレルギー対応食品等や、牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄することとされており、アレルギー対応食品等の備蓄についても積極的に備蓄を進める。

2.1.1 大阪市における重点 11 品目の備蓄品目と更新目安

| 品目 | | 考え方 | 必要数量 | 更新目安 |
|---------------------------|-----------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 食糧※1 | | 3 食分 | 1,811,873 食 | 5 年 |
| 高齢者食 | | 3 食分 | 95,362 食 | 5 年 |
| 毛布 | 織毛布 140cm×190cm 以上 | 1 人 2 枚の 1/2 | 529,787 枚 フリース毛布は全体 量の 1/2 以内とする | 10 年 |
| | フリース毛布 120cm×160cm 以上 | | | |
| 乳児用粉ミルク 又は乳児用 液体ミルク | 非アレルギー 対応 | 【粉ミルク】 1 日 130g の 1.5 日分 又は 【液体ミルク】 1 日 10 の 1.5 日分 全体量の 1 割をアレ ルギー対応の粉ミルクとする | 【粉ミルク】 1,041,350g 又は 【液体ミルク】 8,010ℓ | 【粉ミルク】 1 年 又は 【液体ミルク】 1 年 |
| | アレルギー対応 | | 【粉ミルク】 115,705g | 【粉ミルク】 1 年 |
| 使い捨て哺乳瓶 | | 1 人 1 日 5 回分 | 29,670 本 | 3 年 |
| 紙おむつ | 乳児・小児用 | 1 日 8 枚 3 日分の 1/2 | 158,937 枚 | 3 年 |
| | 大人用 | 1 日 8 枚 3 日分の 1/2 | 31,788 枚 | 3 年 |

| | | | | |
|-----------|---------------------|------------------------------------|------------|------------|
| 簡易トイレ | 本体 | 50 人に 1 台分の 1/2 | 5,298 台 | 今後検討 ※2 |
| | 排便処理セット (100 回分) | 本体 1 台に対して 1 セット | 5,298 セット | 10 年 |
| 生理用品 | | 1 日 5 枚 3 日分の 1/2 | 154,963 枚 | 3 年 |
| トイレットペーパー | | 1 日 7.5m ³ 3 日分の 1/2 | 5,960,104m | 今後検討 ※2 |
| マスク ※3 | | 1 日 1 枚 3 日分の 1/2 | 794,682 枚 | 5 年 |

※1.食糧については、アレルギー対応のものを積極的に導入する。(少なくとも、全体の2%を3食ともアレルギー対応とする。)

※2.更新目安を今後検討としている物資は、現在備蓄している物資の保存状況を確認し、製造会社等の意見も聴取したうえで、更新目安を検討していく。

※3.マスクについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき備蓄をしており、新型インフルエンザ等対策特別措置法第11条に災害対策基本法に基づく備蓄と相互に兼ねることができることと規定されている。

※その他

上記必要数量から協定等により確保できる物資量を差し引いた物資を備蓄する。

具体的に購入する品目については、近年の災害対応における新たな課題等をふまえ、より効果的な製品や、最新の製品の開発状況等も調査研究し、製品仕様については、更新目安がより長期のもの、かつ、少ない費用で最大限の効果を得られるよう常に品目の見直しを図る。

備蓄物資の購入にあたっては、毎年度計画的に一定数量を購入し、期限切れ物資の有効活用による訓練等を実施しやすいように努める。

2.1.2 自主避難の際の食糧等の配布について

平成30年台風21号、24号のように勢力の大きな台風の相次ぐ本市への接近により、警報等が発表される前に自主避難者向けの避難所(以下、「自主避難所」という)を開設する状況が頻繁に見られるようになっている。

自主避難所への避難は、必要な物資を自宅から持ち出すことも可能であることから、自主避難所で必要な食糧・日用品等は避難者自身で準備し、持参していただくことを基本とし、自主避難所では食糧等の配布は原則行わないこととする。

ただし、宿泊に必要な毛布や、体調不良となった方へ対応するための物資、急な天候の悪化により外出することが困難になった場合に必要な物資など、状況に応じて必要最小限の物資は提供する。

2.2 大阪府域備蓄方針における重点 11 品目以外の物資について

大阪府域備蓄方針では、昨今の多発する災害対応を踏まえ、「命をつなぐ」以外にも、災害関連死を少しでも減らすため、避難所生活の QOL 向上や在宅避難者への対応の重要性が高まっているとし、国の防災基本計画等を踏まえ、重点 11 品目以外の備蓄物資についても備蓄することとしている。

| 品目 | 考え方 | 必要数量 | 更新目安 |
|--------------------------------|----------------------------|------------------------|------------|
| 簡易ベッド | 避難行動要支援者の 10%(現物備蓄率) ※1 | 1,439 個 | 今後検討 ※2 |
| パーティション (簡易テント) ※3 | 1 避難所あたり 5 個 | 5 個×避難所数= 約 2,750 個 | 今後検討 ※2 |
| 防水シート 2.7m×3.6m #3000 ※4 | 1 避難所あたり 200 枚 | 200 枚×避難所数= 約 11 万枚 | 永年 |

※1.当面の現物備蓄率を 10%とするが、今後、情勢等を踏まえて適宜修正を行う。また、残る 90%については、協定等による調達ルート確保に努める。

※2.更新目安を今後検討としている物資は、現在備蓄している物資の保存状況を確認し、製造会社等の意見も聴取したうえで、更新目安を検討していく。

※3.コロナ禍における感染症対策として購入した実績を踏まえて、大阪府域備蓄方針より必要数量を多くしている。

※4.過去の本市での経過を踏まえて、大阪府域備蓄方針より必要数量を多くしている。

2.3 飲料水について

大阪市地域防災計画において、災害時の断水に備え、生命維持に最低限必要な量の飲料水を備蓄する。とされており、必要な備蓄量は備蓄計画に定めるとされている。

飲料水の備蓄については、発災直後の生命維持に最低限必要な量として、断水時に飲料水を提供できるペットボトル等の飲料水と、区役所等が断水していない場所からの飲料水提供を可能とするための給水袋を合わせて 1 日分の飲料水を備蓄する。

2.3.1 大阪市における備蓄品目と更新目安

| 品目 | 算出式 A=大阪市の避難所避難者数 529,787 人 | 更新目安 |
|-----|--|--------|
| 飲料水 | A529,787 人×6 本 (1 日 30) ×1.2×1/2=1,907,234 本 ※1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの | 5~10 年 |
| 給水袋 | A529,787 人×1 袋×1.2×1/2=317,873 袋 ※1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの | 10 年 |

2.3.2 自主避難の際の飲料水の配布について

食糧と同様に、台風の進路などにより、警報等が発表される前に開設される自主避難所では飲料水の配布は原則行わないこととする。

ただし、食糧と同様に、体調不良となった方へ対応するための物資、急な天候の悪化により外出することが困難になった場合に必要な飲料水など、状況に応じて必要最小限の飲料水は提供する。

2.4 救助用資機材について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全半壊約25万棟という被害発生によって、数万人もの生き埋め者が発生し、生き埋め者の救出にあたり、警察、消防などに備え付けられていた救出用資機材が不足したため、民間事業者の資機材や付近住民から借りた資機材も利用された。

さらに、阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された者は約2割であるという調査結果がある。また、別の調査では、自力で脱出したり、家族、友人、隣人等によって救出された割合が約9割を超えており、救助隊によって救助されたのは1.7%であるという調査結果もある。本市においても、住民による自主的な地域防災活動の活発化を図るため、平成8年7月に地域防災リーダーを組織化し、平成9年度に修正された大阪市地域防災計画にもとづき、区役所、災害時避難所、可搬式ポンプ収納庫に災害救助用資機材セットを配備してきたところである。

2.4.1 配備場所と救助用資機材の管理

災害時に地域防災活動拠点となる区役所、コミュニティ防災拠点となる災害時避難所、初期消火活動の際に使用する可搬式ポンプが収納されている可搬式ポンプ収納庫に救助用資機材のセットを1セット配備する。

救助用資機材は、地域の防災訓練等で活用するなどし、年に1回以上は点検を行う。

2.4.2 大阪市における備蓄品目と更新目安

救助用資機材セットは下記資機材を基本的な1セットとする。

| 品目 | | 数量 | 更新目安 |
|--------|----------------|-----|---|
| | パール | 3本 | 点検時に不具合のあったものを更新する ※資機材の更新にあたっては、資機材の軽量化を図るなど、効率的に救助作業ができるよう購入する資機材を検討する |
| | シャベル | 1本 | |
| | のこぎり | 3丁 | |
| | ジャッキ | 2台 | |
| | かけや | 1本 | |
| | ロープ | 1本 | |
| | 布担架 | 1台 | |
| | 救急箱（袋） | 1箱 | |
| 救急箱内容物 | 三角巾 | 10枚 | |
| | 包帯 | 12本 | |
| | 滅菌ガーゼ（25枚以上入り） | 1箱 | |
| | 紙絆創膏 | 1巻 | |
| | ピンセット | 1本 | |
| | ハサミ | 1丁 | |
| | 殺菌消毒液 | 1本 | |
| | 伸縮包帯 | 1本 | |

2.5 その他指針等に基づく備蓄について

本市では、国や大阪府が作成した指針やガイドライン、マニュアルに基づき、避難所の環境整備などを目的として必要な物資の備蓄を進めている。

今後も避難所開設当初から必要な物資、国の指針等で備蓄するべきとされている物資から優先して避難生活の QOL 向上などに必要な物資の拡充を進める必要がある。

| 品目 | 算出式 | 数量 | 更新目安 |
|-----------|--|--|------------------------------------|
| | A=大阪市の避難所避難者数 529,787 人 | | |
| ソーラー式ランタン | 1 避難所あたり 5 個 | 5 個×避難所数＝ 約 2,750 個 | 今後検討 ※1 |
| エアーマット | 1 避難所あたり 12 枚 | 12 枚×避難所数＝ 約 6,600 枚 | 今後検討 ※1 |
| 担架 | 1 避難所あたり 1 個 | 1 個×避難所数＝ 約 550 個 | 資器材セット にも担架があ るため今後更 新しない |
| ガスボンベ式発電機 | 空調機を設置している中学 校以外の避難所、1 避難所 あたり 2 台 | 2 台×中学校以外 の避難所数＝約 850 台 | 今後検討 ※1 |
| 消毒液 | 1 人 1 日 7 ml の 3 日分 | 7 ml×A×1.2×3 ＝13,351ℓ | 3 年 |
| 使い捨て手袋 | 1 避難所あたり 1 日 150 枚 ×7 日分 | 150 枚×7 日分× 避難所数 ＝約 577,500 枚 | 今後検討 ※1 |
| 非接触型体温計 | 1 避難所あたり 2 個 | 2 個×避難所数 (市立学校園を除く) ＝約 280 個 ※2 | 今後検討 ※1 |

※1. 更新目安を今後検討としている物資は、今後訓練等で使用する中で、現在備蓄している物資の保存状況を確認し、製造会社等の意見も聴取したうえで、更新目安を検討していく。

※2. 市立学校園の避難所は、学校園で保有している非接触型体温計を使用する。

3 備蓄場所について

災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想される。このため、輸送及び被災者への迅速な供給を考慮し、区役所を区備蓄拠点とし、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、府内他市町村や他府県等からの緊急物資の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するために市内各所に地区備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を整備する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定及び移動に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄物資保管場所の確保に努めることとし、区役所から依頼を受けた市設建築物等の施設管理者は、可能な限り協力するように努める。

3.1 配備計画

本市では、平成 27 年 12 月に大阪府域救援物資対策協議会で策定された大阪府域備蓄方針に基づき、本市で災害時の避難所避難者想定数が最大となる、南海トラフ巨大地震の避難所避難者想定数である 529,797 人分を基本に、避難所において必要な物資を備蓄してきた。

しかし、本市の行政区毎に見れば南海トラフ巨大地震による被害想定よりも、上町断層帯地震による避難所避難者想定数が上回る行政区もあり、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき備蓄物資を配備すると、上町断層帯地震発生時に物資が不足する行政区が生じることになる。

災害時には備蓄物資の輸送が困難になることも予想されることから、本市の備蓄物資については、品目毎に配備基準を定めてなるべく多くの物資を区役所及び避難所に分散備蓄し、発災時の被害状況に応じて行政区間の過不足を調整するため、一部を地区備蓄拠点に配備する。

3.1.1 食糧、高齢者食、毛布、育児用調整粉乳、哺乳瓶、飲料水、給水袋などの食糧、飲料水等の配備基準

発災直後に避難者に対して提供する必要があることから、各行政区の最大被害の避難所避難者想定数の 3 分の 2 の人数分を上限として、各行政区において必要とする数を区役所及び避難所に配備し、残りを調整用として地区備蓄拠点に配備する。

3.1.2 乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレットペーパー、マスクなどの衛生用品の配備基準

一定数を各避難所に備蓄する必要があることから、本市の備蓄総量の 4 分の 3 を行政区毎の避難所数で按分した数を上限として、各行政区において必要とする数を区役所及び避難所に配備し、残りを調整用として地区備蓄拠点に配備する。

3.1.3 資器材セットなどの災害救助用品

災害時に地域防災活動拠点となる区役所、コミュニティ防災拠点となる災害時避難所、初期消火活動の際に使用する可搬式ポンプが収納されている可搬式ポンプ収納庫に各1セットを上限として配備する。

不具合等に対して即時に対応するため、交換用の資機材を一定数地区備蓄拠点に配備する。

3.1.4 エアーマット、担架などの避難行動要支援者対策用品の配備基準

発災直後に避難行動要支援者対策として必要なため、備蓄数の全量を区役所及び避難所に配備する。

3.1.5 防水シート、ソーラー式ランタン、ガスボンベ式発電機、特設公衆電話など避難所運営用品の配備基準

発災直後に避難所開設にあたり必要となる物資のため、1避難所あたりに必要な数に各行政区における避難所数を掛けた数を上限として、各行政区において必要とする数を区役所及び避難所に配備し、残りを調整用として地区備蓄拠点に配備するとともに、故障等に即時に対応するため、常に一定数を地区備蓄拠点に配備する。

3.2 地区備蓄拠点について

本市では、災害時に各行政区で不足する物資を調整するための物資を保管し、府内他市町村や他府県等からの緊急物資の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するために、市内7カ所の地区備蓄拠点を整備している。今後も、被災想定エリアを避けつつ、より効率的な保管運搬体制確立のため、継続して確保整備を行っていく。

| 地区備蓄拠点名称 | 所在地 |
|----------|----------|
| 生野備蓄倉庫 | 生野区勝山南 |
| 中央備蓄倉庫 | 中央区大阪城 |
| 旭備蓄倉庫 | 旭区中宮 |
| 西淀川備蓄倉庫 | 西淀川区御幣島 |
| 阿倍野備蓄倉庫 | 阿倍野区阿倍野筋 |
| 鶴見緑地備蓄倉庫 | 守口市高瀬旧世木 |
| 東淀川備蓄倉庫 | 東淀川区柴島 |

また、災害発生後の地区備蓄拠点の運営のために以下の物資を備える。

| 品目 | 算出式 | 解説 |
|-----------|--|--|
| ヘルメット | 備蓄拠点毎に必要な数が異なるため、必要数は、各備蓄拠点の運営マニュアルに記載する | 災害時、平常時の倉庫での作業用 |
| フォークリフト | | パレット保管物資運搬用 |
| 台車 | | パレット以外保管物資運搬用 |
| 照明器具 | | バッテリー式照明、懐中電灯等停電時の作業用 |
| 作業用机 | | 事務用机（常時机を設置できない倉庫は折り畳み式の机を保管） |
| 簡易ベッド | | 災害時の作業職員用 |
| 簡易トイレ | | 断水時の作業職員用 |
| トイレ消耗品セット | | |
| 清掃用具 | | ほうき、ちりとり、ごみ袋、石けん、軍手等 |
| その他 | | 消火器、電池等 |
| MCA無線機 | 各倉庫1台 | 災害時の通信機器 |
| 事務用品 | 各倉庫1セット | ボールペン、カッターナイフ、養生テープ、マジック、コピー用紙、模造紙、電卓等 |

3.3 区備蓄拠点での備蓄について

行政区毎の特性に応じて円滑に避難所運営ができるように、発災当初に必要な物資を区備蓄拠点及び避難所に分散備蓄する。

区備蓄拠点では、発生した災害の種類や、行政区内の避難所の開設状況に応じて避難所毎の物資量を調整するために必要な物資を備蓄する。

災害時の区備蓄拠点の倉庫の運用にあたっては、原則区役所にある資機材等を活用するとともに、事前に区備蓄拠点の運営に必要な資器材等を確保する。

3.4 避難所での備蓄について

災害時には物資の輸送が困難になることも予想されることから、避難所の開設、初動の運営にあたって必要な物資を中心に避難所に備蓄する。

区役所は、施設管理者の協力のもと、避難所毎の特性に応じて必要な物資を避難所に備蓄し、特に浸水想定のある避難所については、最大の浸水想定よりも高い場所に備蓄物資の保管場所を確保できるように努める。

また、災害発生後の避難所の運営にあたっては、避難所を開設する施設にある資機材等を活用するなどし、円滑に避難所の運営ができるよう、事前に施設管理者と調整し、必要な資器材等を確保する。

4 備蓄物資の有効活用について

「消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」[XVII](#)に基づき、計画の効果的な実施に関して作成されている「消費者基本計画工程表」において、食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働として、「地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。」とされており、平成30年1月30日付で内閣府、消費者庁、消防庁、環境省の連名で「災害時用備蓄食料の有効活用について」の通知が出されており、食品ロス削減の観点から、災害時用備蓄食料を更新する際の備蓄食料の有効活用が求められている。

本市では、これまで平成29年6月7日改定の「大阪市災害救助用備蓄物資取扱要領」において、「危機管理室及び各区役所は、賞味期限及び消費期限の到来まで原則1年未満の備蓄物資を避難所開設訓練等に有効活用することができる。」と定め、備蓄物資の有効活用を推進してきた。

今後も下記有効活用例を中心に、食糧や飲料水等は、賞味期限及び消費期限の到来まで原則1年未満の備蓄物資の有効活用を進め、食品ロスの削減に努めるとともに、更新目安に基づき更新する物資についても、更新まで原則1年未満の物資を有効活用し、廃棄物の削減に努める。

【有効活用例】

- ・ 地域における防災訓練等での活用
- ・ 区・地域・こども会等でのイベントでの活用
- ・ こども食堂への提供
- ・ 学校等での自助の啓発・防災教育の一環としての活用
- ・ 福祉避難所協定施設への提供
- ・ 区保健福祉センター事業での活用
- ・ 保育所等への提供
- ・ フードバンク等への提供

5 流通在庫備蓄（協定）について

災害時の避難生活の長期化に備え、国や他の地方自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定等の締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

協定締結先及び協定書の内容については、「大阪市地域防災計画＜資料編＞防災協定一覧」[XVIII](#)にて公開している。

5.1 企業、事業者との協定

企業、事業者との協定のうち、避難所運営にかかる協定については下記のとおり。

| 協定名 | 協定内容 |
|---|--------------|
| 災害時における物資の供給等の協力に関する協定 | 物資供給 |
| 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | 飲料提供 |
| 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定 | 物資輸送 |
| 災害時用医薬品等の供給に関する協定 | 物資供給 |
| 大阪市における災害時に福祉避難所等として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書 | 福祉避難所等の調整協力 |
| 災害時における物資（福祉用具）の提供協力に関する協定 | 物資供給 |
| 大阪市における災害時に福祉避難所等として障害児・者施設等を使用することに関する覚書 | 福祉避難所等の調整協力 |
| 災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書 | 電気設備等の復旧 |
| 災害時における支援協力に関する協定 | 物資供給 |
| 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 特設公衆電話の設置等 |
| 災害時における畳の提供に関する協定 | 物資供給 |
| 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定 | 物資供給 |
| 災害時における燃料等の供給に関する協定 | 物資供給 |
| 災害時における応急対策機械の供給等に関する協定 | 機械器具及び車両等の供給 |
| 災害時における物資の自動車運送に関する協定 | 物資輸送 |
| 大阪市危機管理室、大阪市東成区役所、大阪市立大学及び三谷電池技術研究所合同会社による防災用蓄電池の実証実験に関する連携協定 | 防災用蓄電池の実証実験 |

5.2 他の自治体との協定

他の地方自治体との協定のうち、避難所運営にかかる協定については下記のとおり。

| 協定名 | 提供内容 |
|-------------------------------|-----------|
| 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定 | 物資供給 |
| 21 大都市災害時相互応援に関する協定 | 物資供給等 |
| 災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定 | 避難者の相互受入れ |
| 災害時における物資の相互提供に関する協定 | 物資供給 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | 通信機械等の貸付等 |

5.3 本市における防災協定に基づく備蓄について

本市では、災害の発生時において、避難所における避難者等の通信の確保を目的として、平成 25 年 6 月 24 日に西日本電信電話株式会社と「特設公衆電話の設置・医療に関する覚書」を締結しており、特設公衆電話の配備に必要な設備については、本市が整備し、適切な場所に保管の上、管理することとなっており、覚書に基づき必要な物資を備蓄している。

5.3.1 配備場所と管理

覚書に基づき、西日本電信電話株式会社が特設公衆電話用のモジュラージャックを設置した避難所に、回線数と同数の電話機を備蓄する。

避難所の備蓄倉庫で管理し、覚書に基づき年 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施する。

5.3.2 具体的な品目と更新目安

| 品目 | 更新目安 |
|---------------------------|------------------------|
| 電源を使用しない電話機 | 接続試験において不具合のあったものを更新する |
| 電話機に接続して使用できる 3m以上の電話機コード | |

6 国や大阪府などが作成する指針やガイドライン等に定められた備蓄物資

6.1 中央防災会議「防災基本計画」~~XIX~~に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|---------------|---------------------------------------|
| 貯水槽 | 市町村は、指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める |
| 井戸 | |
| 仮設トイレ | |
| マンホールトイレ | |
| マット | |
| 簡易ベッド | |
| 非常用電源 | |
| 衛星携帯電話等の通信機器等 | |
| 空調 | |
| 洋式トイレ | |
| テレビ、ラジオ等の機器 | |
| 食料 | 避難生活に必要な物資等の備蓄に努める |
| 飲料水 | |
| 常備薬 | |
| マスク | |
| 消毒液 | |
| 炊出し用具 | |
| 毛布 | |

6.2 内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 XVI に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|---------------|--|
| 食料・飲料水 | 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること |
| アレルギー対応 | 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ化米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること |
| トイレ | 災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと |
| 紙おむつ、生理用品 | 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと |
| 感染症予防 | 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましい |
| 灯りのある生活及び通信環境 | 灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所に設置されていることが望ましい |
| 燃料 | マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと 大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいが、ガソリン、石油等については、消防法との関係に留意すること |
| その他 | 被災者の生命、身体のプロtectionを念頭に置き、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましい |
| 寝具 | タオルケット、毛布、布団等の寝具 |
| 衣類 | 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 |
| 身の回り品 | タオル、靴下、靴、サンダル、傘等 |
| 日用品 | 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等 |
| 調理道具 | 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具 |
| 食器 | 茶碗、皿、箸等の食器 |
| 要配慮者に対する支援 | 要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと |

6.3 内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」**XX**に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|-------|--|
| 物資・器材 | <p>市町村は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る</p> <p>原則として、資器材の確保はレンタルによって行う。</p> <p>【物資・器材の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護用品、衛生用品 ・ 飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池 ・ 携帯トイレ、ベッド、担架、パーティション ・ 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等 |

6.4 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」**XXI**に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|-----|--|
| トイレ | <p>市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基 ・ その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基 ・ トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回 <p>を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい</p> |

6.5 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」**XXII**に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|-----------------------------|--|
| 女性用品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要 ・ 個人によってニーズは異なるが、一人あたり最低 3 日間の量を備蓄することが望まれる |
| 生理用ナプキン(普通、長時間向け等) | |
| おりものシート | |
| サニタリーショーツ | |
| 防犯ブザー／ホイッスル | |
| 中身が見えないゴミ袋 | |
| 女性用下着 (各種サイズ) | |
| 若者 (女性) | |
| 女性用下着 (発達段階ごとに適したサイズ、形態のもの) | |
| 防犯ブザー／ホイッスル | |

| | | |
|---------|---|--|
| 妊産婦 | 妊産婦用下着 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要 ・ 個人によってニーズは異なるが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれる |
| | 妊産婦用衣類 | |
| | 防犯ブザー／ホイッスル | |
| | 母乳パッド | |
| 乳児用用品 | 粉ミルク（アレルギー用含む）又は液体ミルク | |
| | 枕やクッション（授乳室ごとに数個）、授乳用ケープ・バスタオル等（ストールでも可） | |
| | 乳児用飲料水（軟水） | |
| | 哺乳瓶・人工乳首（ニップル）・コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）・消毒剤・洗剤・洗浄ブラシ等の器具、割りばし | |
| | 湯沸かし器具、煮沸用なべ（食用と別にする） | |
| | 離乳食（アレルギー対応食を含む） | |
| | 皿・スプーン | |
| | 乳幼児用紙おむつ（各種サイズ、女児用、男児用）、おむつ用ビニール袋 | |
| 介護用品 | おしりふき | |
| | 大人用紙おむつ（各種サイズ、女性用、男性用）、おむつ用ビニール袋 | |
| | 尿取りパッド（女性用、男性用） | |
| | おしりふき | |
| | 介護食（おかゆ、とろみ食、とろみ剤） | |
| | 簡易トイレ・据置式洋式トイレ | |
| | 防犯ブザー／ナースコール | |
| 義歯洗浄剤 | | |
| 外国人（女性） | スプーン・フォーク | |
| | ストール | |
| | 宗教上の理由にかかわらず食べられる食べ物 | |
| 共通 | プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーテーション | |
| | 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等） | |

6.6 国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」[XXIII](#)に定められた備蓄品目

発災後～3日後頃から必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準

| 品目 | | 必要量の原単位 | 選定理由 |
|-------------------------|-----------|---------------|---|
| ペットボトル入り飲料水 (500 ml) | | 1人1日4本 (2.0ℓ) | 生命・健康の維持における必要度が非常に高い |
| アルファ化米 | | 1人1日3個 | 生命・健康の維持における必要度が非常に高い。なお、アルファ化米はアレルギー対応食となる可能性もある（日本人に米アレルギーは非常に少ない） |
| 非常食 (サバイバルフーズ等) | | | |
| 簡易トイレ（目隠し付） | | 50人に1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ環境の不備によって、水・食料の摂取が抑制されやすいため、衛生状態の悪化は感染症の発生可能性を高めることから、生命・健康の維持における必要度が非常に高い ・仮設トイレは汲取りが必要なことから、目隠し付きの簡易トイレ等の方が望ましい |
| 簡易トイレ用薬剤・袋 | | 1人1日5個 | |
| トイレットペーパー | | 1人1日0.11ロール | |
| 消毒液 | | 1人1日7ml | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液はノロウイルスにも有効な酸性アルコール消毒剤を用いることが望ましい |
| 液体歯ミガキ | | 1人1日40ml | <ul style="list-style-type: none"> ・誤嚥性肺炎防止等における必要度が高い |
| 紙コップ | 飲料用 | 1人1日3個 | <ul style="list-style-type: none"> ・水が無くコップの洗浄が困難な場合は、紙コップを使い捨てるにする ・乳児のミルク摂取用の哺乳瓶の確保が困難な場合は、紙コップ授乳法で対応することが考えられる |
| | 液体歯ミガキ用 | 1人1日1個 | |
| | 乳児のミルク摂取用 | 1人1日8個 | |
| 紙どんぶり | | 1人1日3個 | <ul style="list-style-type: none"> ・水が無く食器の洗浄が困難な場合は、使い捨ての紙食器類等を用いる |
| 先割れスプーン | | 1人1日3個 | |
| 使い捨てカイロ | | 1人1日1個 | <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷期の生命・健康の維持における必要度が非常に高い |
| 毛布 | | 1人2枚 | <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷期の生命・健康の維持における必要度が非常に高い ・アルミシート型の保温具で代替することも考えられる |

| | | |
|--------------|----------|----------------------------------|
| 生理用品 | 1人1日6枚 | ・女性の生理時における必要度が非常に高い |
| おりものシート | 1人1日6枚 | ・女性の非生理時における必要度が高い |
| 調整粉乳 | 1人1日130g | ・幼児の生命・健康の維持における必要度が非常に高い |
| 幼児用おむつ | 1人1日6枚 | ・幼児の衛生状態の改善等における必要度が非常に高い |
| おしりふきシート | 1人1日6枚 | |
| 介護用おむつ（パンツ型） | 1人1日2枚 | ・要介護者・高齢者等の衛生状態の改善等における必要度が非常に高い |
| 尿取りパッド | 1人1日6枚 | |

発災後4日後以降において必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準

| 品目 | | 必要量の原単位 | 選定理由 |
|----------------|------------|----------|------------------------|
| 汗拭きシート | | 1人1日4枚 | ・衛生状態の改善等における必要度が高い |
| 水のいらないシャンプー | | 1人2日10ml | |
| 段ボールベッド | | 1人1組 | ・健康の維持、疲労防止等における必要度が高い |
| 肌着類 (成人男性用) | ブリーフ・トランクス | 1人1日1枚 | ・衛生状態の維持等における必要度が高い |
| | 半袖シャツ | | |
| 肌着類 (成人女性用) | ショーツ | | |
| | スポーツブラ | | |
| | 半袖シャツ | | |
| 肌着類 (男児用) | スパンブリーフ | | |
| | 半袖シャツ | | |
| 肌着類 (女児用) | ショーツ | | |
| | 半袖シャツ | | |
| 肌着類 (乳児用) | 長肌着 | | |

| | | | |
|----|------|--------|-----------------|
| 履物 | 靴下 | 1人1日1足 | ・寒冷期における必要度が高い |
| | スリッパ | 1人1足 | |
| | サンダル | 1人1足 | ・外出時等における必要度が高い |

6.7 大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」Ⅱに定められた備蓄品目

| 品目 | 算出式 A=大阪市の避難所避難者数 529,787人 | 府市の分担 府:市 | 大阪市の 備蓄必要数量 |
|-------------------|--|---|--|
| 食糧 | $A \times 3 \text{食} \times 1.2 \times 0.95$ (80歳未満人口比率) $\times 3 \text{日分} = 5,435,615 \text{食}$ ※1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの | 1:1 大阪府は1.5日分に加えて、別途半日分(1.5食分)を流通備蓄しているため実質2:1 | $5,435,615 \text{食} \times 1/3 = 1,811,872 \text{食}$ |
| 高齢者食 | $A \times 3 \text{食} \times 1.2 \times 0.05$ (80歳以上人口比率) $\times 3 \text{日分} = 286,085 \text{食}$ ※1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの | 1:1 大阪府は1.5日分に加えて、別途半日分(1.5食分)を流通備蓄しているため実質2:1 | $286,085 \text{食} \times 1/3 = 95,362 \text{食}$ |
| 毛布 | $A \times 2 \text{枚} = 1,059,574 \text{枚}$ | 1:1 | $1,059,574 \text{枚} \times 0.5 = 529,787 \text{枚}$ |
| 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク | 【粉ミルク】 $A \times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人工授乳率) $\times 130 \text{g} \times 3 \text{日分} = 2,314,110 \text{g}$ 又は 【液体ミルク】 $A \times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人工授乳率) $\times 10 \times 3 \text{日分} = 17,8000$ | 1:1 | 【粉ミルク】 $2,314,110 \text{g} \times 0.5 = 1,157,055 \text{g}$ 又は 【液体ミルク】 $17,8000 \times 0.5 = 8,9000$ |
| 哺乳瓶 | $A \times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人工授乳率) $\times 1 \text{本} = 5,934 \text{本}$ | 0:1 | 5,934本 |
| 乳児・小児用おむつ | $A \times 2.5\%$ (0~2歳人口比率) $\times 8 \text{枚} \times 3 \text{日分} = 317,873 \text{枚}$ | 1:1 | $317,873 \text{枚} \times 0.5 = 158,937 \text{枚}$ |
| 大人用おむつ | $A \times 0.005$ (必要者割合) $\times 8 \text{枚} \times 3 \text{日分} = 63,575 \text{枚}$ | 1:1 | $63,575 \text{枚} \times 0.5 = 31,788 \text{枚}$ |

| | | | |
|--|--|-----------------|--|
| 簡易トイレ | $A \times 0.01 = 5,298$ 台 ※大阪市では、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」 XXI に基づき、50人に1台を基準に簡易トイレを備蓄 | 1:1 | $A \div 50 \times 0.5 = 5,298$ 台 |
| 生理用品 | $A \times 48\%$ (12~51歳人口比率) $\times 52\%$ (12~51歳女性人口比率) $\times 5/32$ (月経周期) $\times 5$ 枚 $\times 3$ 日分 $= 309,926$ 枚 | 1:1 | $309,926$ 枚 $\times 0.5 = 154,963$ 枚 |
| トイレト ペーパー | $A \times 7.5m \times 3$ 日分 $= 11,920,208m$ | 1:1 | $11,920,208m \times 0.5 = 5,960,104m$ |
| マスク | $A \times 3$ 日分 $= 1,589,361$ 枚 | 1:1 | $1,589,361$ 枚 $\times 0.5 = 794,681$ 枚 |
| 簡易ベッド パーティション (簡易テント) | $A \times 5.431\%$ (避難行動要支援者率) $\times 10\%$ (現物備蓄率) $= 2,877$ 個 | 1:1 | $2,877$ 個 $\times 0.5 = 1,439$ 個 |
| ブルーシート (参考規格) 3.6m \times 5.4m #3000 以上 | 浸水区域外の想定半壊家屋数 $\times 1 =$ 約 94,000 枚 | 府:市:協定 1:7:2 | 府下市町村全体で $94,000 \times 0.7 = 65,800$ 枚 |

6.8 大阪府「避難所運営マニュアル作成指針」[XXIV](#)に定められた備蓄品目

| 品目 | 解説 |
|--------------|--|
| 食料、水、生活必需品等 | 災害発生直後の混乱を考慮し、各避難所に分散備蓄することが望ましい |
| 食料品 | 最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、カンパン等画一的なものにならないように配慮するとともに、アレルギーを持つ方や高齢者にも配慮した構成とする |
| 毛布 | 一般的に必要 |
| タオル | |
| 肌着類 | |
| 鍋 | |
| 釜類 | |
| 簡易ベッド | 備えておく必要がある |
| 簡易トイレ | |
| 車いす | |
| 白杖 | 備えておくことが望ましい |
| 老眼鏡 | |
| 避難所運営用の事務用品等 | 各避難所に保管することが望ましい |
| 事務用品 | ボールペン、カッターナイフ、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、電卓、点字器等 |
| 清掃用品 | ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手等 |
| その他 | 自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、新聞紙、段ボール、ビニール袋、電池等 |
| ラジオ | 避難所の管理・運営や被災者の情報収集・伝達手段の確保のため、各避難所にあらかじめ設置しておくことが望ましい |
| テレビ | |
| 電話 | |
| FAX | |
| パソコン等 | |
| 非常用電源設備等 | 大規模災害時に停電することを想定し、備えておく必要がある |
| 燃料 | マッチ、使い捨てライター、LPガス、固形燃料等を確保しておくことが望ましい |

7 脚注

- I 昭和 36 年法律第 223 号災害対策基本法
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>)
- II 大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（令和 2 年 9 月改定）」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/bichikubussi/index.html>)
- III 大阪市「市民防災マニュアル（令和 4 年 8 月発行）」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>)
- IV 大阪市「大阪市防災・減災条例（平成 27 年 2 月 1 日施行）」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000291154.html>)
- V 大阪市「大阪市防災・減災条例逐条解説（平成 26 年 12 月版）」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000291154.html>)
- VI 大阪市「災害時の食の備え」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000248454.html>)
- VII 農林水産省「家庭備蓄ポータル」
(<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>)
- VIII 農林水産省「災害時に備えた食品ストックガイド（平成 31 年 3 月発行）」
(<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook.html#01>)
- IX 農林水産省「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド（平成 31 年 3 月発行）」
(<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook.html#02>)
- X 内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成 27 年 3 月）」
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>)
- XI 大阪府帰宅困難者支援に関する協議会「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン（平成 30 年 9 月）」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/kitakukonnan3/issei-gaidorain.html>)
- XII 中央防災会議幹事会「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和 4 年 6 月 10 日）」
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>)
- XIII 指定都市市長会「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（令和 5 年 4 月）」
(<https://www.siteitosi.jp/about/disaster.html>)
- XIV 関西広域連合「関西防災・減災プラン（令和 4 年 3 月改訂）」
(<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/4768.html>)

-
- XV** 関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（平成 25 年 3 月）」
(<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/bosaiportal/saigaiope/1536.html>)
- XVI** 内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html>)
- XVII** 消費者庁「消費者基本計画（令和 3 年 6 月改定）」
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/)
- XVIII** 大阪市「大阪市地域防災計画＜資料編＞防災協定一覧（令和 2 年 12 月 31 日基準日）」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000427341.html>)
- XIX** 中央防災会議「防災基本計画（令和 4 年 6 月）」
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>)
- XX** 内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和 3 年 5 月改定）」
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>)
- XXI** 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 4 年 4 月改定）」
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>)
- XXII** 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和 2 年 5 月）」
(<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>)
- XXIII** 国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（平成 31 年 3 月）」
(<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/last.html>)
- XXIV** 大阪府「避難所運営マニュアル作成指針（令和 5 年 3 月改定）」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/hinanzyo-shishin/index.html>)